

北区多文化共生指針策定検討会（第3回）次第

（平成29年11月29日開催）

1. 開 会
2. 第2回目検討会の議事録の確認
3. 資料確認
4. 外国人対応職場からの講和
 - ①北区清掃事務所 所長
技能長
 - ②北区教育振興部 指導主事
5. 経過報告
6. 多文化共生指針（案）について
（将来像、基本目標、施策の方向）
7. その他
次回の予定

第2回区政モニター会議議事録

- 1 日時 平成29年10月21日（土） 午前10時から
- 2 場所 北とぴあ14階スカイホール
- 3 テーマ 多文化共生について
- 4 出席者 総務課長、総務主査、広報課長、広報主査、広報課職員、
区政モニター 25名

◎区民モニター

北区の中で、外国籍の人が北区に住んだときに、知り合える場というのはあるんでしょうか。さっきのお話だと、道をすれ違うときに、ああ韓国語だなとか、中国語、英語は割と聞くことが少ないと思うんですけど、外国の言葉を話されているんですが、隣人として知り合うという機会がありません。そういう場は北区の中にあるんでしょうか。何か昔の中央図書館で国籍の違う人たちの言語をお互いに教え合う会があるとあって、逆に日本語を教えてあげる会もあるとあって聞いたことはあるんですけど。そういう外国から来た人が、隣人を得るとか、隣人と知り合う、それから自分の文化を日本人に伝えていくというような場は北区にあるのでしょうか。

◎区民モニター

外国の方が日本に住んでいただくには、やはり日本の国民性を重要な条件として、外国の方も日本に住む、日本の様式に則った考えと性格を持ってもらわないと、日本が日本ではなくなってしまうので、外国人を優しく受け入れることは必要ですが、過剰によい条件をつけて住んでいただくというようなイメージを持たないほうが、いいと思っています。

◎区民モニター

最初に、日本のルールをきちんと外国の方に理解いただくために、国と区が中心となって指導をしてもらうことが、お互いに安心して暮らせる社会につながるのではないかと思います。

その指導というのは、例えばアパート住まいの方であれば、その大家さんが何かできるかなということもありますが、大家さんは一緒に住んでいなかったりとか、お年寄りでなかなか、同じ部屋に何人も住んでいらっしゃるような方も多くて指導が難しいと。例えば指導員を募るなどして、生活について指導をする、後は外国人を雇う企業にパンフレットを渡すなどして、組織を通じて指導する、そういったことができる、日本のルールをきちんと伝えるということができるのではないのでしょうか。

社会保障においては、国民年金の受給資格が10年に短縮されたわけで、こういうことをきちんと日本に来たときから知らせていって、年金に入らせていただくということを通じて、将来その方が日本で例えば年をとられたときに、生活保護のお世話にな

らなくてもいいようなことにつながるとい事になるのでは。以上です。日本はちょっと外国人に優し過ぎるのではないのでしょうか。

◎区民モニター

まず行政に、「こういうことをして」という方針みたいなものがないと、なかなか我々末端でどうしたらいいかというのは、難しいのではないのでしょうか。

それから、一つの例として、30年ほど前にアメリカのほうに行きまして、そこではアダルトスクールとかっていうのがあって、高校の校舎を使って、アメリカですから英語を教えるんです。入学というか、受講の手続きだけ、その当時50セント出せば手続きできて、言葉を教えていたんですけど、だからそれを真似るといことではないですけど、そういった制度も一つ参考にはいかがかと。いわゆるコミュニケーションが取れるということが最初の課題じゃないかと思われるので、そういったことも投資としてやるべきこと。

◎区政モニター

ご近所に外国人シェアハウス、6、70の部屋があってそこで外国人の方が暮らしておられるんだけど、そういうことに関して、余り情報の提供が地域の方々にない、もちろん交流もなかなかできない。治安上の対策すらちょっと分からない、その辺のところは不安感が出る、その辺を改善していくような方向性というのが必要では。

それから、地域とのコミュニケーション不足とか、あるいは地域のルールを知らないことによる、やっぱり日常生活のトラブルは色々ある。だけど、基本的には、まず外国人の方がそこにお住まいになっているということを受け入れるという、基本的な姿勢が改善すればいいかと。今日も、こちらに来られる前に不動産屋さんへ寄って、もし私が外国人だったら、アパートは入れますかという質問をすると、外国人だけというのは、そのお店ではできませんということでした。やっぱりそれだけじゃ外国人の方はご不便なので、もうちょっと広範な対応を取っていくことも大切だと思います。

そういう一つの流れで、地域の町会への加入というのは、なかなか進んでいないというふうに聞いていますけれども、そういうことをもっと促進していただければ、地域のコミュニケーションも取りやすくなる。

それから、外国人の方で特にイスラム教の方はベールをしていますけれども、やっぱりこっちから声をかけにくい。ちょっと道を尋ねられたら、駅までご案内して、そうすると初めて交流、小さな交流ができるということで、そういうところから一つの小さな経験から、外国人の方への対応ができる。

あと、情報提供につきましては、先ほどお話がありましたけど、やっぱりスマホはもう外国人の方は日本人より色々とお使いです、自動翻訳機能が随分便利になっていますし、定型的情報は北区でもそういうところに外国人の方用の窓口で、ごみの出し方、区役所の開庁時間とかそういうものは電子ソフト、ITを使ったやり方で、情報提供ができるかと思っています。

それから、日本人側の外国人に対する理解というのが、やっぱりなかなか進んでないというふうに思っています、特に宗教と生活が密接に関連しているイスラム教と

かヒンズー教ってというのは、なかなか日本人は経験してないから、難しいと思うんですよね。ああいう服装されたり、食べ物の制限、あるいは断食という独特の習慣があったり、そういうところを日本人側が理解しなきゃいけない。例えば、北区ニュースなんかで出ている小さいコラム、各国の生活習慣とか宗教についてと、そういう連載で少しずつ載せていただければ、我々の目につくということもありますし、決してイスラム教会、ISみたいに言っている大変な宗教なのかというと、私は自分の経験からすると、そうではないと思います。やっぱり、日本人側もよく理解をすること。

ちょっと参考までに長くなりますけど、あるご近所の方が外国人の方にクッキーを差し上げた。もらった人はその中に豚肉の成分が入っているかもと、怖くて食べられない。だけど、捨てるのは申しわけないと、すごく悩むんですよね。そういうことも、やっぱり宗教の生活に密接に関連しているし、細かいことですが、日本人側も配慮してあげたほうがよろしいかと思います。

◎区政モニター

その国の言葉を話せるコミュニティワーカーを雇えないかと。中国、韓国、インドネシア、バングラデシュ。つまり、その国の生活と言葉が分かる人を雇えないか。それは、単なる通訳ではなくその人たちが抱えている課題をちゃんと分かる人を雇ってくれないかと。。こういうことの原則は当事者に聞くことでありまして、外国から来ている人に立ってもらって、皆さんからそれぞれ話してもらったら、随分問題が分かったんじゃないだろうかと思います。

とにかく、当事者にしっかり話を聞いて、サポートする人たち、そういう仕組みを作っていくべきじゃないだろうか、こんなところが一番根幹になってくると思います。

◎区政モニター

外国人同士の交流の場、それから外国人と日本人との交流の場が少ない。だから、できたら区がそれを作る、区民が作るわけにもいきませんでしょうけれども、何らかの形で区が促進する、そういう交流の場を作ってもらえるように、区の施設を利用させるとか。そういうことを何かやっていただけないものでしょうか。

それから、やっぱり外国人には結局日本語を勉強してもらわないといけないですよ。私も、以前外国生活していましたが、結局現地語を勉強しないといけないんですよ。その現地語を勉強しなくちゃいけない。そういうことで日本に来る外国人にも、日本語を勉強してもらわなければ

それから、日本に来ている外国人が、やっぱりその国の人たちだけで集まることがあり得るわけですね。それを何か区が場所を提供するとか、そういうようなことで、援助していただけないものだろうか。

それから、これは区の仕事かどうか分かりませんが、永住権を取りやすくする、長年北区に住んでいて、特に北区にプラスになるような外国人の方々、なかなか分かりにくいかもしれませんが、そういうの方々には優先的に永住権を取りやすくしてあげるとのこと。

そのほかにも色々細かいのはありますけれども、主な意見は以上です。

◎区政モニター

子どもがいる世帯にとっては、まずは子どもが学校に行くと、学校ではかなり親しくなるというので、日本にはかなりなじみが早くなってくる。その割にはその親は、一切そのような教育の場に行っていないので、なかなかなじめないというのが、たびたび見受けられるということで、子どものためにぜひ親のほうも学校関係に来てくれるのであれば、学校のほうから周知・理解、子どもがいる親のほうの日本に対する文化の違い、また教育現場の違い等、まずは親にも理解してもらおうというのが、子どもがいる世帯にはやっていただきたいなと思っています。

また、町内活動において、理解を得るのが難しいという話が出てきました。特に町会費、また赤十字の寄附、お祭り等の寄附、この辺も日本の文化独特のものであり、これがかえって町内会の参加を妨げているというところがありますので、これもやはりもっと分かりやすく、親の世代、大人の世界、またマンションの管理人さん等に徹底したリーフレット等を渡して紹介してもらいたいというふうに思っています。

後は、先ほどから地域に暮らす外国人の現状を知るというふうに話がありましたけれども、実際にそれを知り得ることによって、町内会、もしくは近所の人宛てに情報公開をされているのかどうか、これは個人情報の問題がありますけれども、その辺が情報公開されておらずに、地域で暮らす外国人の現状を知るといっても、それは無理だと思えます。例えば、私の住んでいる横のマンションに住みに来ましたという人が、果たして何人なのか分からない、何人来たのか分からない、その分からない現状で、何で現状を知るといっているのか、これがどこまで、果たして区のほうが地域住民、もしくは町内会等に個人情報を公開できるかというふうな問題も絡んでくると思えます。この辺をちょっと区のほうの政策のほうで真剣に話していただきたいなというふうに思っています。

あと、日常生活についてのトラブル、かなりこれからもっともっと発生してくると思います。このトラブルが結構難しいようで、警察沙汰になることもありますし、それでも警察は知らないよと。逆に言うとマンションの管理人さんに言ったら、マンションの管理人は個人個人でやってくれというのも、多いです。特に外国の方だったらもっと増えると思います。この辺を、どのような形で区が参入していった指導していくか。または基本的な施策をしていくかということが住民間の解決問題に入るんじゃないかなと思います。まして、騒音の問題。これも全然理解してない場合があります。特に集合住宅では、かなりの問題になっているんじゃないかという気がしますので、この辺もまずは外国の方が、北区に例えば住民票を取るのであれば、その辺を区のほうの窓口、もしくは不動産屋、大家さん等に区が徹底した施策のほうをしていただきたいなというふうに思っています。以上です。

多文化共生指針策定についての意見交換会（職員）

日時 11月15日（水） 17:30~19:00

出席者 戸籍住民課 税務課 国保年金課
健康推進課 学校支援課 保育課
企画課

【窓口対応等の実態把握】

- 入国してきたばかりで、言葉も分からず、何も持たず一人で手続きに来られると困る。
日本語のわかる人と一緒に来てもらうよう促す。
身ぶり手ぶりで乗り切れる時もある
- 留学生等、転入手続きに10人くらいでまとまってこられるので窓口が混雑する。
学校が管理をしているところは、学校でまとめて書類の提出をしてもらえるが、
学校が関与していない場合は、全員で来てしまう。
- ベトナムも多いが、ウズベキスタンなども出てきている。
- 通称名を付けたがる人が増えてきている。（月2~3件）
つける必要性が分からない。（日本名の方が何かと便利だから？）
通称名を付ける要件を満たしていないと承認は受けられない。
- 留学生の場合、未申告者多い。国保料などに影響が出る
- 最近ネパール人（ベトナム、ミャンマー）が増加傾向にあるが、言葉が通じないため困る。
英語、中国語、ハングルはコミュニケーションボードを用意しているので対応出来るが、
それ以外の場合は厳しい。
- 保険料を滞納している、そもそも制度を理解していない。
- 短期証の交付
- 手続きのことを分かっていないため、何の手続きもせず、出国している場合がある
- ベトナム語はクラウドでも通訳が少ないため、なかなか繋がらない。
- バングラが増えている。次にミャンマー、ネパール、ベトナム
- 健康診断時などは言葉が通じないと本当に困る。
- 外国人の母子訪問に行っても、本来の目的とは違う話で時間が過ぎてしまう
肝心の子供の様子ではなく、その他の手続等、この際だから教えてもらいたい。ということで
そちらで時間を使ってしまう。
- 不法滞在の妊婦さんの場合、強制送還が出来ないので、日本で出産することになる。その後
...

- 外国人には就学義務が無い。それぞれの意識の問題
 - 入学者数、年間 200 件程度、15~6か国（うち半数は中国、続いて韓国、バングラ、ネパール）
 - 就学後は、学校対応となる。
 - とつぜん来なくなる、出国している。届け出をする意識は無い
 - 入学前に、通称名を付けたがる。
 - 児童、生徒数における外国人の割合（H28 16,400 人うち外国人は 430 人）
 - 保育園でも同じ、突然帰国してしまう。
- 退園していないため、保育料はかかり続ける
- 住基と連動している、居所不明で落ちる

【何が必要と思われるか】

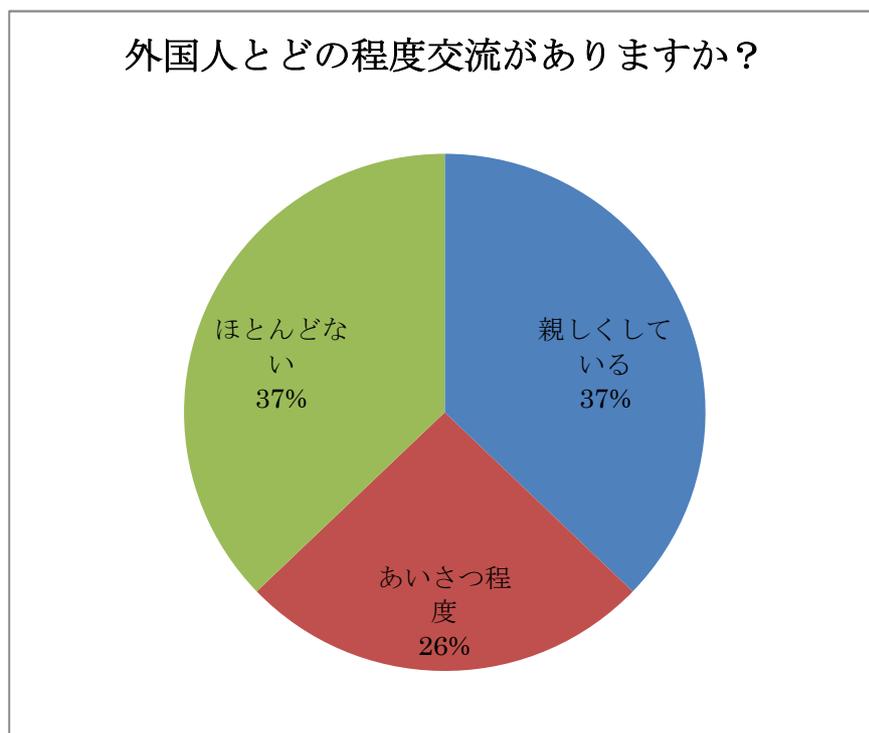
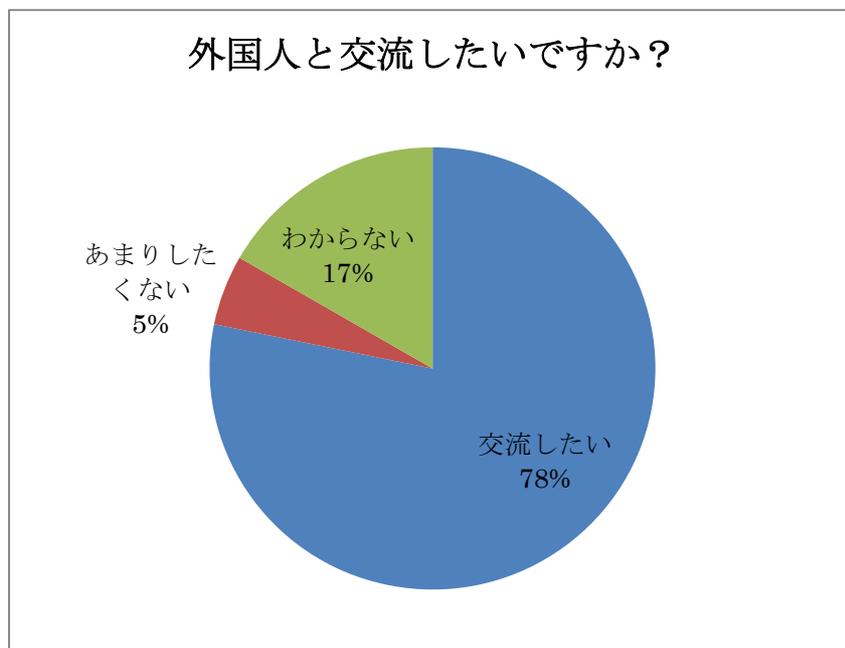
- 外国人専用窓口があるといい。
- 必要とする section に繋いで、手続きを行える。時短にもなる。
- 職員向けに行政用語の英語研修があるといいと思う。
- 簡単な単語だけでも、使えると違う。
-

多文化共生指針策定についての意見交換会（課長級）

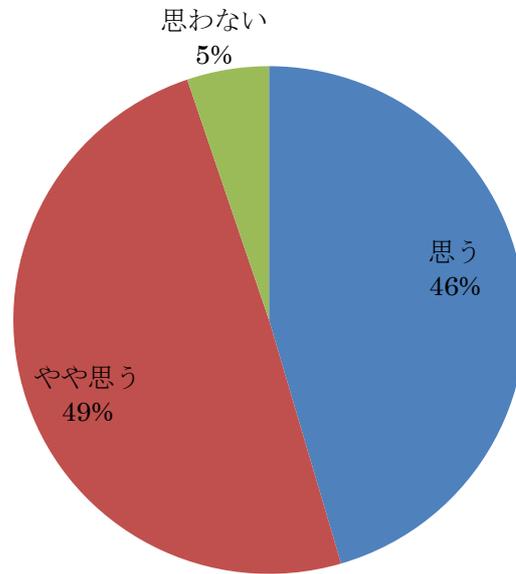
日時 11月24日（金） 16:00~17:00
出席者 戸籍住民課 税務課 国保年金課
健康推進課 防災課 保育課
企画課

- 封筒に4ヶ国語で「必ず確認してください」と表記をしている。
- ベトナムやミャンマーの人は、英語もできないので困ると職員から聞いている。
- 外国人でも年金に加入しなければならないという事は、日本人でも知らない人が多い。
- 国保など、給付狙いで来る外国人も多い。（日本の制度を食い物にしているのではないか）
国保の広域化に伴い、パンフレットなどは多言語で東京都が作成、統一される。
- 国保の制度をキチンと理解してもらうためにも、入国の際に、本国の言葉で説明し「聞いてない知らない」などと逃げられないようにする。
- 保育園など、発達障害を見極めるのが難しい。言葉が分からないが故の行動なのか、発達に問題があつての行動なのか…
- 健診等で言葉が通じないのは本当に困る。
また国によって、子育ての仕方が違う
- 文化の違いを模索していく必要があるのでは？
日本人が、違うと思う事でも外国人にしてみれば、普通の事かもしれない。

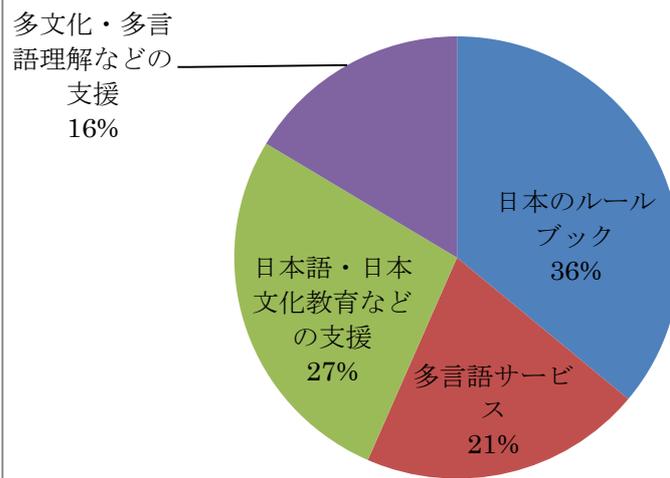
区民まつりアンケート結果



外国人にとって住みやすい町だと思いますか？



日本人と外国人がともに暮らしやすい町を実現するために
何が必要だと思いますか？



【多文化共生指針体系図】

将来像	3つの柱	取り組みの方向	推進施策	推進計画（現在取り組んでいる事業）	他自治体例
<p>（案1）外国人区民も地域社会を構成する真の一員として、住民としての責任を果たすとともに、積極的に地域活動に参加する社会の実現</p> <p>（案2）多様性を尊重し、相互理解を深め、互いの存在を認め合い、安心して暮らせる社会づくり</p> <p>（案3）下記のキーワードを使用し、新たに作成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様性 ・相互理解 ・地域社会 ・認め合う ・ともに ・自立 ・主体 ・多文化共生社会 	<p>（1）日本人と外国人が共に安心して暮らすことができる環境の整備</p>	情報提供の多言語化	多言語及びやさしい日本語による窓口対応	通訳クラウド、コミュニケーションボード	窓口通訳支援
			行政情報、各種案内等の多言語化	チラシ等の多言語化、通訳クラウド導入	各種案内等の多言語化
			ボランティアの活用の充実	国際交流協力ボランティアの派遣・協力	日本語ボランティア養成講座
		日本語学習支援	日本語学習支援団体の活用と充実	ボランティアプラザとの連携事業	ボランティア教室の充実、ボランティア養成講座の実施、ボランティアグループのネットワーク化
			外国人区民向け日本語学習の機会提供	外国人向け日本語講座の実施	親子日本語教室
			外国人児童・生徒等への学習支援	日本語適用指導員・通級学級	高校進学ガイダンス、中学生への進学支援、日本語学級設置、日本語担当教員配置
		日常生活における支援	生活情報提供による生活支援	国際交流紙の発行	生活スタートブック、バスルートマップ、交通マナー喚起ポスター、ごみとりサイクル
			医療・福祉関連情報の充実		外国語版介護便利帳、生活保護のしおり、国保、健診等
			災害時に提供する情報の多言語化	防災講座の実施	防災イベント、防災啓発DVDの貸出（3ヶ国語）、防災アプリ
	<p>（2）多様性を尊重し、活かす地域づくり</p>	多様性を尊重し支え合う意識の醸成	日本人と外国人の交流の場の提供	日本人と外国人の調理実習等講座 日本語での会話や体験活動	多文化講座・イベントの実施 学習コーナー・情報コーナーの設置
			イベント等における多文化共生の意識啓発	日本人と外国人で、文化や生活についてのディスカッション	多文化共生社会実現のためのイベント
			学校における国際理解教育の推進	グローバル人材育成プロジェクト事業（ネイティブALTの配置、英検検定料補助）	青年海外協力隊員を学校へ派遣し、日本の国際貢献活動を紹介する
		外国人の地域参画	外国人区民の町会・自治会等への加入促進		
			外国人の地域社会活動への参加支援		区政モニターへの外国人登用、ネットワーク事業の推進
			外国人の自立と社会参画を促すキーパーソンの育成		外国人支援に取り組むNPO/NGOなどの人材情報の発掘と活用、交流の機会作り 地域の留学生との連携
		異文化理解の推進	多文化社会で活躍できる人材の育成	グローバル人材育成プロジェクト事業	外国人支援団体との連携による地域学習事業の展開
			多様な文化を尊重する心の醸成		小中学校のスポーツ大会やイベント等を通じて児童・生徒間の交流
			地域社会における異文化交流機会の充実	外国人ウェルカム商店街事業	
	<p>（3）地域における交流の充実</p>	多文化理解と協力	外国人を含めた区民向けの異文化理解を深める機会の提供	（再掲）日本人と外国人で、文化や生活についてのディスカッション	
			地域における多文化社会実現の推進	（再掲）外国人ウェルカム商店街事業	多文化イベント・講座の実施
			区民活動団体との連携による多文化教育の機会の創出		外国人支援団体との連携による地域学習事業の展開
多文化共生社会の普及啓発		多文化共生を推進する人材の育成		多文化共生コーディネーター研修への参加	
		（再掲）イベント等における多文化共生の意識啓発		国際まつり	
		職員を対象にした多文化共生研修の実施		庁内連絡会議の設置	

(4) 多文化共生社会を実現するための各主体の役割

①行政、NPO・ボランティア、企業、団体の役割と推進するための基盤整備

- ・区は、都や他自治体等との連携を進め、情報交換、施策展開にあたっての課題・問題点を共有し、必要に応じ連携・協働を推進する。
- ・NPOボランティアは、団体間のネットワークの充実や協働の推進に取り組みます。

②指針の進行管理

施策の進行管理にあたっては、PDCAサイクルにより、施策の進捗状況や効果等を検証し、必要に応じて、見直し改善を図ります。

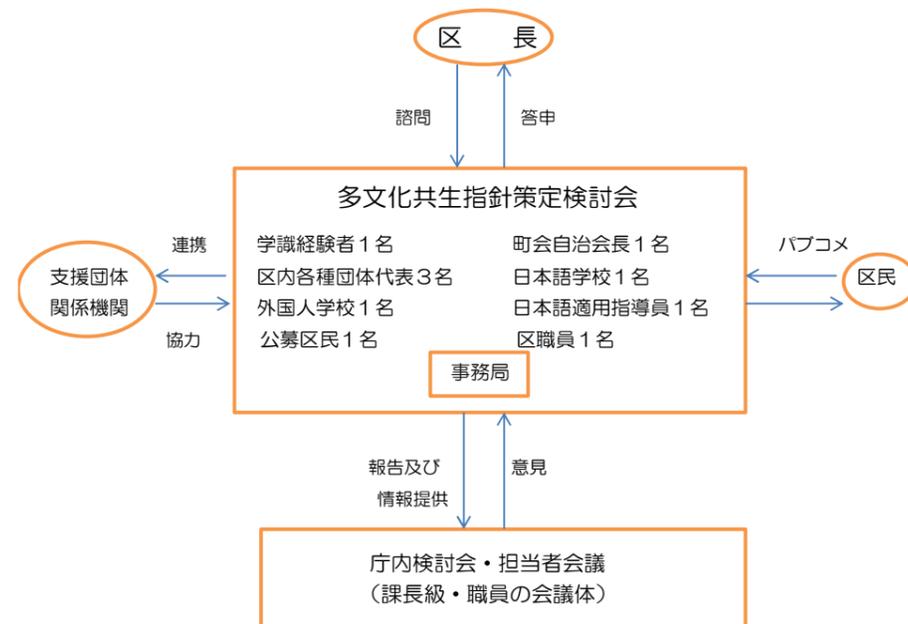
③庁内の推進体制

庁内の連携強化にあたっては、庁内連絡調整のための会議体を設置します。

国際交流施策の推進と合わせた推進組織の設置を検討します。

【参考】

現在の推進体制



東京都多文化共生推進指針～世界をリードするグローバル都市へ～【概要版】

趣旨・背景

東京の在住外国人※＝約45万人(都人口の約3.3%)
 ⇒東京2020オリンピック・パラリンピック
 に向け今後も増加予想

2020年以降も東京がグローバル都市として持続的に発展するため、外国人が日本人と共に東京の一員として活躍していくことが必要不可欠

「地域において共に生活する」従来の多文化共生の考え方を発展させ、「東京で共に活躍する」という新たな考え方に立った**多文化共生推進指針を策定**
 ⇒ 推進の基本的な考え方及び施策の方向性を示す。

基本目標

「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」

施策目標1

日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備

外国人が能力を最大限発揮し活躍できる環境を整備し、また住民の一人として外国人の地域社会への参加を促進していく。

施策の展開例

- 外国人の次世代育成
- 日本語学習支援の充実
- 留学生等外国人の就業・起業支援
- 外資系企業の東京進出支援
- 地域活動やボランティア等への参加促進

施策目標2

全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実

教育・医療・防災など生活全般に関する情報だけでなく、観光・芸術・文化・スポーツなどの情報を提供するなど、安心して生活でき、かつ東京での生活をより楽しめるようにする。

施策の展開例

- 生活情報や防災情報等の一元的な提供
- 医療機関等における外国人対応等の強化
- 交通機関等の多言語対応の充実
- 母国と同等の教育を実施している教育機関の情報提供
- 区市町村の実施する外国人支援施策の充実支援
- 東京の生活をより楽しむための情報提供
- 地域活動やボランティア等への参加促進 <再掲>

施策目標3

グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成

日本人と外国人双方の異文化理解を促進するとともに、お互いを尊重し、責任を自覚しながら共に支え合う意識を醸成する。

施策の展開例

- 多様な価値観を受け入れる意識の醸成
- 人権尊重意識の醸成と国内外への発信
- 世界で活躍できる人材の育成に向けた教育の充実
- 日本人と外国人との交流の場の拡充

多文化共生社会実現のための各主体の役割

東京全体での多文化共生社会実現に向けた行政等各主体の役割の明確化など

推進のための基盤整備

都の多文化共生推進の中核である東京都国際交流委員会を再構築し、情報提供・相談機能を整備

区市町村、区市国際交流協会、支援団体等との情報共有・連携により、総合的なサポート機能を強化

多様なニーズに対応するため、包括的にコーディネートする人材の育成

※適法に3か月を超えて在留し、住民基本台帳に登録している外国人

しょうちゅうがくせい にほんご おし 小・中学生に日本語をお教えします！

①日本語適応指導教室（日本語学級）について （担当部署：教育委員会 学校支援課学事係）

北区立の小学校や中学校に在籍するお子さんと、帰国や来日などで日本語がわからず、授業内容が理解できない人たちのために設置された学級です。ここでは日本語や各教科の学習サポートをしており、在籍校と相談の上、決まった曜日や時間に通います。原則、小学校3年生以上を対象にしていますが、保護者の送迎が可能な場合には、小学校1・2年生も通うことができます。

北区には西が丘小学校・西ヶ原小学校・赤羽岩淵中学校の3校に日本語学級があります。

○西が丘小学校 北区十条仲原4-5-17 電話 03-3900-3466(日本語学級)

交通アクセス：①JR「赤羽駅（南口）」下車・徒歩10分

②JR「東十条駅（北口）」下車・徒歩15分

○西ヶ原小学校 北区西ヶ原4-19-21 電話 03-5974-9195(日本語学級)

交通アクセス：①都電「西ヶ原四丁目」下車・徒歩5分

②東京メトロ南北線「西ヶ原駅」下車・徒歩10分

○赤羽岩淵中学校 北区赤羽2-6-18 電話 03-3598-0230(日本語学級)

交通アクセス：①JR「赤羽駅（北改札口）」下車・徒歩5分

②東京メトロ南北線「赤羽岩淵駅」または「志茂駅」下車・徒歩8分

③都営バス「志茂二丁目」下車・徒歩8分

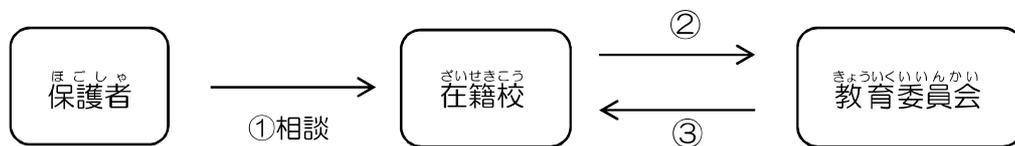


②日本語適応指導員の派遣について （担当部署：教育委員会 教育指導課指導係）

北区立の小学校に在籍する1・2年生で、帰国や来日して間がなく日本語での会話が難しいお子さんのために、在籍校へ児童の母語を話すことができる支援員（日本語適応指導員）を派遣します。在籍校と相談の上、週6時間・3か月間のサポートをします。

※「英語」については日本語適応指導員派遣の対象外となっておりますのでご注意ください。

★連絡の取り方・申し込み方法（通級・指導員派遣）



①通級・指導員派遣希望の場合は、まず在籍校の学級担任の先生に相談してください。

②学級担任の先生もしくは副校長先生は、教育委員会の担当部署に連絡していただきます。

③詳細が決まりましたら、教育委員会から学校へご連絡いたします。



北区教育委員会

City of Kita

WE TEACH JAPANESE TO ELEMENTARY AND JUNIOR HIGH SCHOOL STUDENTS!

①Class for the adaptation of Japanese (Japanese Language Class)

(Department in charge: School Affairs Subsection, School Support Section, Board of Education)

This is the class for children who go to public elementary or junior high school in Kita City on coming back or coming to Japan and who have difficulty understanding school lessons because of the insufficient Japanese knowledge. In this class, we support learning of Japanese and other subjects, contacting and adjusting the days and times with their school. In principle, it is for 3rd graders of elementary schools and older, but we accept 1st and 2nd graders if guardians can take them to and from the school.

3 schools in Nishigaoka and Nishigarara Elementary and Akabane—Iwabuchi Junior high school

○Nishigaoka Elementary School 4-5-17 Nakahara, Jujo Kita City

Tel: 03-3900-3466 (Japanese Language Class)

Access ①JR “Akabane Station (South Exit)” 10 min. walk

②JR “Higashi-jujo Station (North Exit)” 15 min. walk

○Nishigahara Elementary School 4-19-21 Nishigahara, Kita City

Tel: 03-5974-9195 (Japanese Language Class)

Access ①Toden “Nishigahara 4-chome” 5 min. walk

②Tokyo Metro Nanboku line “Nishigahara Station” 10 min. walk

○Akabane-Iwabuchi Junior High School 2-6-18 Akabane, Kita City

Tel: 03-3598-0230 (Japanese Language Class)

Access ①JR “Akabane” Station (North Gate) 5 min. walk

②Tokyo Metro Nanboku line “Akabane-Iwabuchi Station” or “Shimo Station” 8 min. walk

③Toei Bus “Shimo-2chome” 8 min. walk



②Dispatch of Japanese adaptation advisor

(Department in charge: Guidance Subsection, Education Guidance Section, Board of Education)

We dispatch supporting staffs (advisor for the adaptation of Japanese language) to schools for 1st and 2nd graders who go to public elementary schools in Kita City and who have just come back or come to Japan and have difficulty to communicate in Japanese. We will support them 6 hours a week for 3 months by consulting the schools.

※ Please note that English is not covered by the dispatch program.

★How to contact and apply (Go to the Class • Dispatch of Advisor)



①If you want to apply for going to class or dispatching of advisor, please consult the class teacher of your school.

②The class teacher or the vice principal makes contact to the department in charge in the board of education

③When details are fixed, the board of education makes contact to the school.



きたくきょういくいんかい
北区教育委員会

教中・小学生学习日语！

①有关日语适应指导班教室（日语班）（负责部门：教育委员会 学校支援课学事股）

所谓日语适应指导教室、是针对为解除归国者及来日子女并就读于北区区立中小学、不懂日语、不能理解课堂内容的中小学生对、我区特别设置的日语教室。在教室里我们教学生日语还指导各科的学习。报名前来者请先和所在学校商量、规定好来日语教室的日期和时间。原则上、是小学校3年生以上为对象、如果家长能够接送孩子、小学校1・2年生也可以就读日语教室。

在北区有西丘小学校・西原小学校・赤羽岩淵中学校一共3所学校开设了日语教室。

西が丘小学校 にし おかしやがっこう 北区十条仲原4-5-17 电话 03-3900-3466(日语教室)

交通指南 : ①JR「赤羽站(南口)」下车・步行10分

②JR「东十条站(北口)」下车・步行15分

西ヶ原小学校 にしがはらしやがっこう 北区西ヶ原4-19-21 电话 03-5974-9195(日语教室)

交通指南 : ①都电「西原四丁目」下车・步行5分

②东京METORO(メトロ)南北线「西原站」下车・步行10分

赤羽岩淵中学校 あかばねいわぶちゅうがっこう 北区赤羽2-6-18 电话 03-3598-0230(日语教室)

交通指南 : ①JR「赤羽站(北检票口)」下车・步行5分

②东京METORO(メトロ)南北线「赤羽岩淵站」或「志茂站」下车・步行8分

③都营公车「志茂二丁目」下车・步行8分

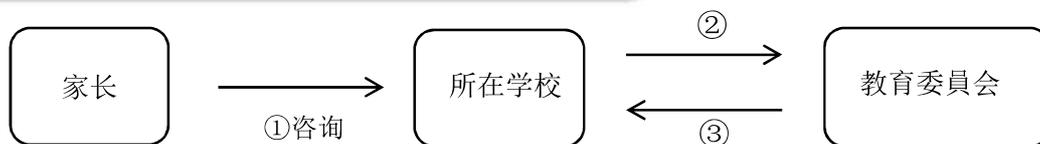


②日语适应辅导员（负责部门：教育委员会 教育指导课股）

针对就读于北区区立的1・2年级小学生、归国后或者来日时间不长的儿童、日语会话等困难者、我们派遣能够用其母语教日语的支援老师（适应指导员）。要事先与所在的学校进行商量后、一个星期6小时・可以派遣3个月支援。

※「英语」对于是英语国家的儿童、我们不能派遣会英语的日语适应指导老师、请注意。

★联系方法・报名方法（去日语教室学习・派遣指导员）



①希望去日语教室学习・派遣指导员、首先和所在学校的班主任咨询。

②由学年的老师或者副校长直接和教育委员会的负责部门联系。

③详细内容决定后、由教育委员会直接和学校联系。



きたくきょういくいいんかい
北区教育委员会

City of Kita

초등학교, 중학생대상 일본어 학습에 관련!

①일본어적응지도교실 (일본어학급) 에 관해서 (담당부서:교육위원회 학교지원과학사계)

키타구립의 초등학교,중학교에 재적하고 있는 자녀분들로 귀국 또는 일본에 와서 일본어를 모르고,수업내용이 이해하기 힘든 자녀분들을 위해 마련한 학급입니다.이곳에서는 일본어, 각 학과의 학습지원을 도모하며 재적학교와의 상담으로 지정된 날,시간에 통학하게됩니다.

원칙으로,초등학교 3학년생 이상이 대상이지만, 보호자의 송환이 가능한 경우에는 초등학교 1,2학년생도통학 할수 있습니다.

키타구에는 니시가오카학교, 니시가하라학교, 아카바네이와부치 중학교에 일본어학급이 있습니다.

○니시가오카 학교 키타구 주조나카하라 4-5-17 전화 03-3900-3466(일본어학급)

교통편 : ①JR「아카바네역(남구)」하차.도보10분

②JR「히가시주조역 (북구)」하차.도보15분

○니시가하라학교 키타구 니시가하라 4-19-21 전화 03-5974-9195(일본어학급)

교통편 : ①도텐「니시가하라4초메」하차.도보5분

②토쿄메트로 남북선「니시가하라역」하차.도보10분

○아카바네이와부치중학교 키타구 아카바케 2-6-18 전화 03-3598-0239(일본어학급)

교통편 : ①JR「아카바네역(북구 개찰구)」하차.도보5분

②토쿄메트로 남북선「아카바네이와부치역」또는「시모역」하차.도보8분

③도영버스「시모2초메」하차.도보8분

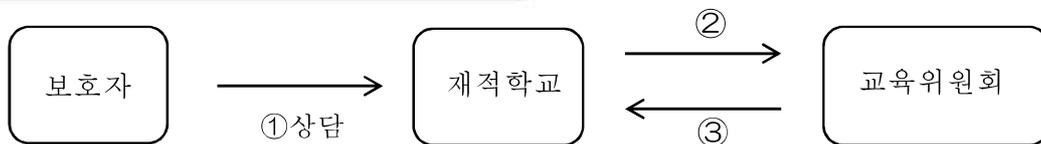


②일본어적응지도원의 파견에 관해서 (담당부서:교육위원회 교육지도과지도계)

키타구립의 초등학교에 재학하는 1,2학년생으로 귀국,또는 일본에 와서 일본어 회화가 어려운 자녀들을위해 재적학교의 아동들에게 모국어(일본어)를 지도할수 있는 지도교원(일본어적응지도원)을 파견 합니다.재적학교와 상담을 통하여 주6시간,3개월 지도를 지원합니다.

※ 「영어」에 관련해서는 일본어적응지도원파견의 대상의 임을 주의하시기 바랍니다.

★연락방법 , 신청방법 (통급 , 지도원파견)



①통급, 지도원파견희망 일경우는, 우선 재적학교의 학급담임과 상담을 해주시기 바랍니다.

②학급담임선생님 또는 부학교장님은, 교육위원회의 담당부서에 연락 해주시기 바랍니다.

③결정된 상세한 내용은 , 교육위원회에서 학교로통보합니다.